

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第287号)

平成15年11月17日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年8月9日道青土第36号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

- 1 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事設計図書（金額入り）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 2 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事変更設計図書（金額入り）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 3 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事施工計画書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 4 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事の支出命令書 支出命令番号平成13年11380-8、16947-1」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 5 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事の竣工書類綴り（工事写真含む）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 6 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事の施工について（平成13年度道青土第3122号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 7 「工事請負契約書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 8 「請書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 9 「工事着手届出書（請負代金内訳書、工程表、現場代理人、主任技術者選定通知書）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 10 「工事完成届出書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 11 「工事目的物引渡書」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 12 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事の施工について（平成13年度道青土第3060号）」の開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 13 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事の施工についての現場説明書」の開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 14 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事変更施工計画書」の開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 15 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事設計図書の設計書チェックリスト」の開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 16 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事変更設計図書の設計書チェックリスト」の開示決定に対する異議申立てについての諮問
- 17 「平成8年12月17日、横浜市青葉区元石川5421-17、同5421-1、同5420-7等付近（平原橋三叉路付近）の事故発生前（数ヶ月前）の下水道等の開削など道路工事資料全部」の非開示決定対

する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

(1) 横浜市長が、次のア及びイの文書のうち、設計書の単価と金額を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、ウからサまでの文書を一部開示とした決定は、妥当である。

ア 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事設計図書（金額入り）」

イ 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事変更設計図書（金額入り）」

ウ 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事施工計画書」

エ 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事の支出命令書
支出命令番号平成13年11380-8、16947-1」

オ 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事の竣工書類綴り（工事写真含む）」

カ 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事の施行について（平成13年度道青土第3122号）」

キ 「工事請負契約書」

ク 「請書」

ケ 「工事着手届出書（請負代金内訳書、工程表、現場代理人、主任技術者選定通知書）」

コ 「工事完成届出書」

サ 「工事目的物引渡書」

(2) 横浜市長が、次の各文書を開示とした決定は、妥当である。

ア 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事の施行について（平成13年度道青土第3060号）」

イ 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事の施行についての現場説明書」

ウ 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事変更施工計画書」

エ 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事設計図書の設

計書チェックリスト」

オ 「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事変更設計図書の設計書チェックリスト」

- (3) 横浜市長が、「平成 8 年12月17日、横浜市青葉区元石川5421-17、同5421-1、同5420-7等付近（平原橋三叉路付近）の事故発生前（数ヶ月前）の下水道等の開削など道路工事資料全部」を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事設計図書（金額入り）」（以下「文書 1」という。）、「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事変更設計図書（金額入り）」（以下「文書 2」という。）、「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事施工計画書」（以下「文書 3」という。）、「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事の支出命令書 支出命令番号平成13年11380-8、16947-1」（以下「文書 4」という。）、「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事の竣工書類綴り（工事写真含む）」（以下「文書 5」という。）、「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事の施行について(平成13年度道青土第3122号）」（以下「文書 6」という。）、「工事請負契約書」（以下「文書 7」という。）、「請書」（以下「文書 8」という。）、「工事着手届出書（請負代金内訳書、工程表、現場代理人、主任技術者選定通知書）」（以下「文書 9」という。）、「工事完成届出書」（以下「文書10」という。）、「工事目的物引渡書」（以下「文書11」という。）、「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事の施行について(平成13年度道青土第3060号）」（以下「文書12」という。）、「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事の施行についての現場説明書」（以下「文書13」という。）、「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事変更施工計画書」（以下「文書14」という。）、「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事設計図書の設計書チェックリスト」（以下「文書15」という。）、「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外 1 箇所舗装補修工事変更設計図書の設計書チェックリスト」（以下「文書16」という。）及び「平成 8 年12月17日、横浜市青葉区元石川5421-17、同5421-1、同5420-7等付近（平原橋三叉路付近）の事故発生前（数ヶ月前）の下水道等の開削など道路工事資料全部」（以下「文書17」という。以下文書 1 から文書17までを

「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、平成14年6月28日付で横浜市長(以下「実施機関」という。)が行った文書1から文書11までについての一部開示決定並びに文書12から文書16までについての開示決定及び文書17についての非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

文書1から文書11までは、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号、第4号及び第6号に該当するため一部開示とし、文書12から文書16までは、非開示理由がないため全部開示とし、文書17は、第10条第2項に該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書3及び文書5に記録されている個人の自宅の電話番号、個人の顔及び車のナンバープレートについては、開示すると特定の個人が識別されることから本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

文書3から文書11までの文書に押印されている法人代表者印の印影については、開示すると偽造されるなど当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため本号に該当し、非開示とした。

また、文書4の請求書に記録されている振込先金融機関名・支店名・口座種別・口座番号については、開示すると当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため本号に該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

文書1及び文書2の内訳書に記録されている単価と金額については、開示すると横浜市が行う競争入札等の契約締結事務の適正な執行に支障をおよぼすおそれがあるため本号に該当し、非開示とした。

(4) 文書の不存在について

事故以前の開示対象文書は、申立人が平成13年11月12日に行った開示請求に対して、平成13年12月11日に閲覧に供した道青土第72号、道路占用について(新規)(平成8年5月31日横浜市道青土指令第563号)・道路掘削跡路面復旧完了届(平成8年8月12日)(以下「本件閲覧文書」という。)の文書以外になく、それ以外に請求内容に合致する行政文書を保有していないため、文書17については非開示とした。

(5) 文書の特定について

平成8年12月17日の事故後については、当該現場付近での道路監理者が自ら行う工事は、工事の施行伺いの文書を作成し、また、道路監理者以外が行う工事については、道路占用許可書及び道路自費工事承認書を作成し、文書件名簿及び庁外文書指令番号簿にそれぞれ登録記載していることから、平成8年度から平成14年6月末現在まで調査した結果、今回一部開示及び開示決定した行政文書以外に該当する文書を保有していない。また、事故前（数ヶ月前）の開示請求の対象に該当する行政文書は、申立人が行った平成13年11月12日の開示請求に対し、すでに道青土第72号により、開示決定した文書以外にはない。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件申立文書の一部開示、開示及び非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 開示された文書については、前回全く同一趣旨で開示請求し（平成13年11月12日）、受け取った文書と基本的に変わらず、申立人が開示請求した対象文書とは違う、はぐらかし、すり替えられた文書ばかりである。
- (2) 一部開示決定処分、開示決定処分及び非開示決定処分を取消し、改めて申立人が請求書で求めている対象文書を隠さず開示するよう求める。
- (3) 公にすることにより、法人の財産権が侵害されるおそれがあるとか、契約締結事務の適正な執行に支障をきたすおそれがあるなど、いずれも意味不詳で、かつ市民の個人の権利を守る基本的な公共団体の任務、役割を忘れた市民の権利無視の対応内容を顕わにしており、開示・非開示の根拠理由として請求者にとって納得のいかないものである。
- (4) 申立人は、交通事故被害に遭い、裁判係争中で、横浜市の管理する事故現場の路面の欠陥瑕疵等の違法責任を訴求している（原告として）ものだが、仮に裁判当事者として申立人（原告）から訴えられている司法上の訴訟があったとしても、横浜市（水道事業も含め）としての行政上の事務手続き対応に不正処理（保有しているのに証拠隠しのために公にしない等）、不当処分がなされるようなことがあってはならない。
- (5) 申立人は、交通事故で入院中の平成9年2、3月頃にかけて、入院先の病院から自宅にタクシーで外出許可を得て行き来した際、事故現場一帯の道路補修工事をしてきたことを、自らの目で見て確認している。

しかも、事故前に事故現場で水道のマンホール開削工事をしていたのを近所の人で

見て知っている方たちもいる。特に事故前の道路工事業者が補修道路の工事前と完了後に必ず撮影し、提出が義務づけられている写真（道路現場）については、間違いなく横浜市道路局、青葉土木事務所、青葉署でも保有されているはずだし、また、保有されていなければならない。

- (6) 横浜市が単に裁判訴訟に不利になるからという理由だけで、証拠につながる当該写真などを、適当に理由にならない根拠理由から、隠して開示拒否するのは、虚偽回答であり、職権濫用行為でもあり、また、刑法上の証拠隠滅罪にもあたりかねず、横浜市の違法は明白、かつ重大な事態を迎えていると言える。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、「文書内容は、さる平成8年12月17日横浜市青葉区元石川町5421-17、同5421-1、同5420-7等付近（平原橋三叉路付近）の横浜 生田線市道での請求者本人のスクーターと違法駐車車両の衝突事故後行われた当該現場付近の道路補修工事（一般）資料全部及び当該工事着手前完了後に当該工事業者が撮影、御市道路局等に提出義務づけられている当該道路の現場写真全部並びに当該事故発生前（数ヶ月）の下水道等の開削など道路工事資料全部（平成13年12月11日開示許可された文書は、当初請求内容に担当外のもので不要につき除く。）」という開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、道路局青葉土木事務所が本件請求に係る対象工事とした「主要地方道横浜生田線青葉区元石川町地内外1箇所舗装補修工事」（以下「本件工事」という。）の際に作成した一連の文書であり、内容については次のとおりである。

ア 文書1は、青葉土木事務所が本件工事を実施するにあたり、本件工事に係る費用を算出した金額入り設計図書で、設計書、仕様書、再生材の使用及び副産物の処理に関する特記仕様書、案内図及び平面図で構成されている。

イ 文書2は、本件工事施工中に工事内容に変更が生じたため、変更内容に基づいた費用の算出を行った金額入り変更設計図書で、変更設計書（第1回）、仕様書、再生材の使用及び副産物の処理に関する特記仕様書、案内図及び平面図で構成されている。

ウ 文書3は、本件工事の工事請負業者が本件工事を実施するにあたり、横浜市の監督員に提出した施工計画書で、工事概要、工事内容現場組織表、使用機械、使用材料、施工方法、施工管理・管理計画、緊急時の体制、交通対策、安全対策、残土・廃材等

処分経路、環境対策、再生資源活用計画、工事实績データ受注時、イメージアップ計画、使用材料承諾願、試験成績表、アスファルト混合物認定証、事前審査認定アスファルト混合物（新規混合物）総括表、バインダー試験成績表、粘度 温度図、事前審査認定アスファルト混合物（再生混合物）総括表、事前審査認定混合物温度管理目標値一覧表（推奨温度）、アスファルト乳剤試験成績表、再生路盤材の試験成績表、再生路盤材試験結果報告書等で構成されている。

エ 文書４は、工事代金支払いのために市長から収入役に対し命令する際の支出命令書で、支出命令書、支出登録票及び請求書で構成されている。

オ 文書５は、工事請負業者が本件工事完成に際して、完成検査を受けるために検査員に提出した竣工書類綴りで、案内図、工程表、監督員指示書、平面図、数量計算書、舗装面積求積表、雑工、段差摺付撤去集計表（切削・昼間）、準備工、運搬工、処分費、舗装工、交通誘導員員数集計表、区画線設置図、舗装面積求積図、段差摺付撤去図、舗装切断図、管理位置図、使用材料数量表、出来形管理表、抜取りコアー検査合格判定表（出来形）、平坦性試験結果報告書、アスファルト混合物温度管理表、供試体試験報告書、現場抜取りコアー密度測定、合材締固め度検査合格判定表（品質）、建設廃材処理料（切削廃材）、切削廃材場所別、再資源化（再利用）施設利用申込副申書、横浜アスコン再利用プラント利用申込書、建設廃材処理料（As 塊）、建設廃材処理料（C0 塊）、アスコン廃材再生アスコン利用申込書、竣工時工事カルテ受領書、写真目次、現場案内図、着工前・完了の写真、路面切削前検測、（L）表層工検測等で構成されている。

カ 文書６は、本件工事を進めて行く段階で工事範囲が増加するなど設計数量に差異が生じたために設計変更する際の起案文書で、起案用紙、起案本文、契約登録票、保証証書、工事請負契約変更手続連絡票、変更契約結果報告書、工事内容変更連絡文案、監督員指示書、工事設計変更指示書（案）、金額抜き変更設計図書、施工条件一覧表、仕様書、再生材の使用及び副産物の処理に関する特記仕様書、建設副産物の利用及び受入の条件、案内図及び平面図で構成されている。

キ 文書７は、設計書により定めた予定金額以内で落札した業者と締結した工事請負契約書で、契約書、工事請負契約約款、設計書、施工条件一覧表、仕様書、再生材の使用及び副産物の処理に関する特記仕様書、建設副産物の利用及び受入の条件、案内図及び平面図で構成されている。

ク 文書８は、工事金額の増減及び工期等の変更が生じた時に、横浜市が提示した工事

請負契約の変更事項を工事請負業者が承諾した時に、契約書に代わり提出された請書で、請書、変更設計書、施工条件一覧表、仕様書、再生材の使用及び副産物の処理に関する特記仕様書、建設副産物の利用及び受入の条件、案内図及び平面図で構成されている。

ケ 文書 9 は、工事請負業者から提出された工事着手届出書で、工事着手届出書、請負代金内訳書、工程表、現場代理人主任技術者選任通知書で構成されている。

コ 文書 10 は、工事が終了した時点で工事請負業者が提出した工事完成届出書である。

サ 文書 11 は、横浜市の検査完了後に横浜市に引き継ぐために工事請負業者が提出した工事目的物引渡書である。

シ 文書 12 は、道路局青葉土木事務所が本件工事を設計書の仕様及び予定金額で行うことを決定する際の起案文書で、起案用紙、起案本文、契約登録票、工事請負契約の締結について（依頼）、金額抜き設計図書、施工条件一覧表、仕様書、再生材の使用及び副産物の処理に関する特記仕様書、建設副産物の利用及び受入の条件及び案内図で構成されている。

ス 文書 13 は、入札参加者に提示する現場説明書である。

セ 文書 14 は、工事施工業者が設計変更に合わせて、当初施工計画を変更した変更施工計画書で、工事概要及び工事内容で構成されている。

ソ 文書 15 は、設計書を作成する段階で、設計者、検算者、係長、課長により単価表入力条件値等の項目をチェックする際に使用する設計書チェックリストである。

タ 文書 16 は、工事内容に変更が生じた場合に、変更設計書を作成する段階で、設計者、検算者、係長、課長により単価表入力条件値等の項目をチェックする際に使用する設計書チェックリストである。

ツ 文書 17 は、平成 8 年 12 月 17 日、横浜市青葉区元石川 5421-17、同 5421-1、同 5420-7 等付近（平原橋三叉路付近）の事故発生前（数ヶ月前）の下水道等の開削など道路工事資料全部である。

(2) 条例第 7 条第 2 項第 2 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 2 号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書3に記録された個人の自宅の電話番号並びに文書5のうち路面切削前検測及び(L)表層工検測の写真に記録された個人の顔及び車のナンバープレートについては、本号に該当するとして非開示にしているが、個人の自宅の電話番号、写真に記録された個人の顔、自動車のナンバープレートの情報は、特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるから、本号に該当する。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書3から文書11までに記録されている法人代表者の印影について、本号に該当するとして非開示としているが、法人代表者の印影については、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

ウ また、実施機関は、文書4の請求書に記録されている振込先金融機関名、支店名、口座種別、口座番号についても本号に該当するとして非開示にしているが、これらの情報を公にした場合、当該口座の預金残高や入出金状況を割り出し、不正引出しを行うことが技術的に可能であり、このような預金残高の調査等を売り物にしている調査会社等も数多く存在すること、また、他人の口座に一方的に振込みを行い、法外利息を要求する悪質な事件等も発生していることなどから、開示すると、第三者に悪用されて、当該法人の財産の保護に支障が生ずるおそれがあることから、本号に該当する。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1及び文書2に記録された金額入り設計書の単価及び金額について、本号に該当するとして非開示としているので以下検討する。

ウ 横浜市では、横浜市市民情報センターにおいて、入札後の設計書による予定価格の事後公表並びに工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額等を明示する積算

内訳の資料により積算内訳の公表を実施するとともに、土木工事資材単価表及び土木工事積算基準標準歩掛表についても、同センターにおいて配架し、市民の閲覧に供している。

エ 当審査会の調査によれば、実施機関は、本件開示請求があった平成14年7月当時は、金額入り設計書の単価及び金額については、前記ウで述べた公表制度に準じたレベルまでは開示することとし、それ以外は非開示とする取扱いをしていたが、平成15年1月からは、金額入り設計書については、原則としてその全部を開示する取扱いに変更している。

したがって、実施機関が開示しても入札事務に支障がないと判断して取扱いを変更した金額入り設計書の単価及び金額については、開示することにより横浜市の入札事務における支障をきたすおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

(5) 文書17の不存在について

実施機関は、文書17について、平成8年12月17日の事故以前の文書については、申立人が平成13年11月12日に行った開示請求に対して、平成13年12月11日に閲覧に供した道青土第72号「道路占用について（新規）（平成8年5月31日横浜市道青土指令第563号）・道路掘削跡路面復旧完了届（平成8年8月12日）」の文書以外になく、それ以外に請求内容に合致する行政文書を保有していないとして非開示としている。

そこで、当審査会では、文書17の存在について確認するため、平成8年度道路占用許可申請書（庁外文書指令簿）、平成7年度及び平成8年度道路自費工事文書指令簿兼受付簿、平成7年度及び平成8年度下水道自費工事文書指令簿兼受付簿及び平成8年度決裁供覧文書整理簿について見分を行ったが、実施機関が説明する本件閲覧文書以外の文書が存在するという確証を得ることはできなかった。

(6) 文書の特定について

申立人は、平成9年2、3月頃にかけて、事故現場一帯の道路補修工事をしていたことを、自らの目で見て確認しているから、開示された文書とは別の文書があるはずだと主張している。

これに対し、実施機関は、横浜市施工の工事は、本件1件であるため、前記(5)の本件閲覧文書以外の文書は、本件申立文書がすべてであると主張しているので、当審査会としては、本件申立文書以外の文書の存在について調査するために、次の文

書について見分を行った。

ア 道路占用文書指令簿兼受付簿（平成9年度から14年度まで）

イ 道路占用許可申請書（庁外文書指令簿）（水道）（下水道）（東京ガス）
（電気）（NTT）（平成8年度から14年度まで）

ウ 受託取付管工事申請書整理簿（平成13年度・14年度）

エ 道路自費工事文書指令簿兼受付簿（平成7年度から13年度まで）

オ 下水道自費工事文書指令簿兼受付簿（平成7年度から14年度まで）

カ 決裁供覧文書整理簿（平成8年度から11年度まで）

キ 文書件名簿（平成12年度から14年度まで）

ク 決裁供覧文書整理簿（工事・委託関係）道路係（平成9年度から14年度まで）

ケ 決裁文書整理簿（工事委託）下水係（平成10年度から14年度まで）

上記アからケまでの文書を見分したところ、本件申立文書及び本件閲覧文書以外に本件開示請求に該当すると思われる工事を実施した際に作成される文書名の記録はなく、本件申立文書以外の文書が存在するという確証を得ることはできなかった。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書のうち、文書1及び文書2の設計書に記録された単価及び金額を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、文書3から文書11までを一部開示とした決定、文書12から文書16までを開示とした決定及び文書17を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年8月9日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・諮問の報告
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年9月19日 (第20回第一部会)	・審議
平成15年10月3日 (第21回第一部会)	・審議
平成15年10月31日 (第22回第一部会)	・審議